

様式第五（第五十五条関係）

許 可
解体業 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

佐賀県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 1 条第 2 項の規定に基づき、同法第 6 2 条第 1 項第 2 号イからヌまで（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）住所
氏名

解体業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号】

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるものの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの